

件名：海外食料農業情報ファイリングシステム入力業務（労働者派遣）

※ 別添の仕様書は、当該業務における仕様内容の主要な部分を抜粋したものであり、入札にあたっては、必ず別途配布している入札説明書をご確認のうえ、必要な手続きを行っていただくようお願いいたします。

# 海外食料農業情報ファイリングシステム 入力業務仕様書

## 1 目的

農林水産省本省の職員の執務のための海外食料農業情報ファイリングシステム（以下「ファイリングシステム」という。）への情報の入力及び付帯業務を行うことを目的とする。

## 2 派遣場所

農林水産省大臣官房国際部国際政策課（本館4階）  
東京都千代田区霞が関1-2-1 中央合同庁舎第1号館

## 3 派遣期間

平成24年4月2日から平成25年3月29日までとする。但し、勤務日は、派遣期間内のうち「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第1条第1項に定める日（以下「指定休日」という。）を除くものとする。

## 4 派遣労働者の業務内容

受注者は、上記3の派遣期間において、以下の業務を行う者（以下「派遣労働者」という。）1名を上記2の派遣場所に派遣するものとする。

- (1) 海外食料農業情報のファイリングシステムへの入力及び整理
- (2) 海外食料農業情報に関する和文及び英文資料の作成及び外国からの英文書簡の和訳、外国への英文書簡の作成
- (3) 上記業務に付帯する業務

## 5 派遣労働者の満たすべき条件

派遣労働者は、以下の条件を満たす者とする。受注者は、派遣しようとする者が以下の条件を満たすことを確認できる書面を派遣に先立って農林水産省国際政策課の担当職員（以下「監督職員」という。）あて提出し、承諾を得るものとする。

- (1) TOEIC800点以上又は実用英語検定（英検）準1級以上に相当する英語力を有すること。
- (2) マイクロソフト社製のExcel及びWordの実務経験を有すること。
- (3) コンテンツマネジメント・システムによるWebページ作成が可能なこと。

## 6 派遣労働者の勤務条件等

- (1) 勤務時間は、10時00分から17時00分まで（うち、12時00分～13時00分を休憩時間）とする。
- (2) 上記（1）の勤務時間を超過する勤務は通常行わないが、監督職員の指示により時間外勤務を行った場合の当該勤務に係る単価は、1日の実労働時間の6時間を超えた場合は、基本単価の25%増とする。なお、この場合であっても、22時00分までには業務を終了するものとする。1ヶ月の時間外勤務に1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げることと

- し、割増単価に端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- (3) 派遣労働者の遅刻、早退及び指定休日以外の休暇取得については、受注者が派遣労働者から事前報告を受けることとし、その旨を受注者が監督職員に連絡するものとする。また、遅刻、早退及び指定休日以外の休暇により派遣労働者が勤務できない時間には、受注者は、代替要員を派遣するものとする。

なお、代替要員については、「5. 派遣労働者の満たすべき条件」を満たす者とするとともに、代替要員による円滑な業務を確保されるよう、代替要員は同一人物の繰り返し派遣、又は代替要員派遣前の派遣労働者と代替要員間の業務引継説明を受注者の責任において実施するものとする。

## 7 ファイリングシステム入力業務に利用・使用する設備等

- (1) 派遣労働者は、業務遂行のために必要となる以下の設備等は無償で利用・使用できるものとする。
- ①ファイリングシステム
  - ②農林水産省が必要と認める設備、什器及び消耗品
- (2) 派遣労働者は、上記7(1)の設備等を監督職員の指導の下適切に取り扱うものとする。なお、派遣労働者の故意又は重大な過失によりこれらの設備等に損害があった場合は、受注者においてこれを賠償するものとする。

## 8 その他

- (1) 受注者及び派遣労働者は、業務上知り得た秘密を派遣期間にかかわらず漏洩してはならない。
- (2) 受注者は、取扱者が業務を遂行するうえにおいて必要な法令上の一切の手続き、届出等を自己の負担において行うものとする。特に、派遣労働者の社会保険加入手続きは必ず行い、加入手続き完了後速やかにその事実を確認できる書面を監督職員あて提出するものとする。
- (3) 派遣労働者は原則として派遣期間を通じて同一の者とする。受注者は、派遣労働者を派遣期間中にやむを得ず交代させようとする場合は、事前に監督職員あてに事由及び新たに派遣しようとする者が上記5の条件を満たすことを確認できる書面を提出し、承諾を得るものとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項は、「労働基準法」(昭和22年法律第49号)及び「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件に関する法律」(昭和60年法律第88号)に準ずるほか、発注者・受注者双方の協議により決定するものとする。